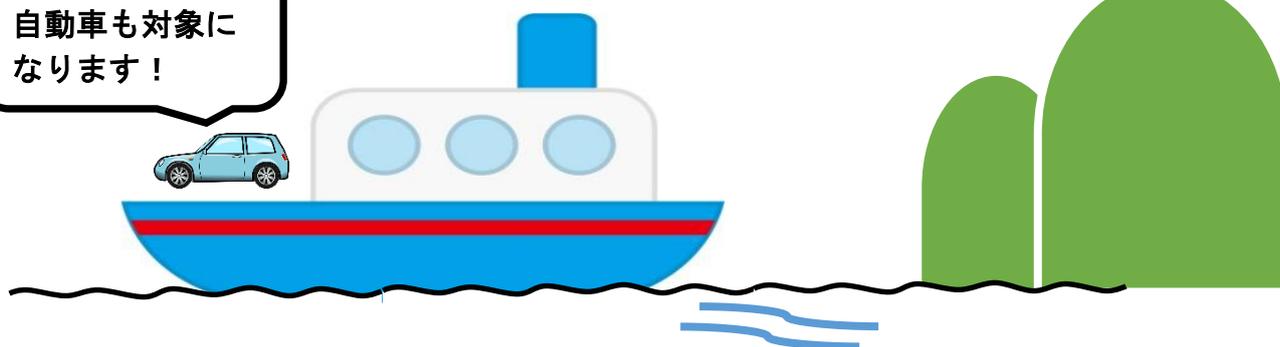


島からの廃車の海上輸送費を市が助成します！

使用済自動車のリサイクルを促進するため、廃車関連事業者に自動車を引き渡すための島からの海上輸送費（フェリー代等）を市が助成します。

不法投棄された
自動車も対象に
なります！



補助金の概要

対象経費	廃車のための次の費用 ○フェリー代（島⇒三原港・須波港分） ○港での荷役費 ※海上輸送日から廃車関連事業者への引渡しは 20 日以内 例）1 日に海上輸送した場合，21 日までに引渡しした場合が対象です。
補助率	対象経費の 8 割（1 円未満切捨て。）
申請者	海上輸送費を負担した人に補助金を交付します。 業者が海上輸送した場合は，業者が申請者になります。
窓口	三原市生活環境部環境施設課 〒723-0061 三原市八坂町 10227 番地 電話：(0848) 62-4197

手続きは裏面

申請時期	廃車関連事業者に引き渡した日から 30 日以内か 3 月 31 日のいずれか早い日までに申請が必要です。
提出書類	<p>[窓口で配布・ホームページからダウンロードできる書類]</p> <p>(1) 使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書兼実績報告書</p> <p>(2) 使用済自動車海上輸送費補助金交付申請書兼実績報告書明細書</p> <p>[各自で用意する書類]</p> <p>(3) 市内の離島の使用済自動車等であることを証明する書類</p> <p>① 使用済自動車等の車検証等の写し (使用の本拠の位置が離島であることが確認できるもの。)</p> <p>② 離島内で撮影した使用済自動車等の写真 (①がない場合)</p> <p>(4) 補助金対象経費を証明する書類</p> <p>③ 輸送証明書 (乗船券の半券, 輸送・荷役等領収書等)</p> <p>④ 車両運搬車等を使用した場合は, その車検証の写し</p> <p>⑤ 輸送状況を撮影した写真 (②・④の場合のみ)</p> <p>(5) 廃車関連事業者に引き渡したことを証明する書類 (いずれか)</p> <p>⑥ 使用済自動車引取証明書 (リサイクル券のB券の写し)</p> <p>⑦ " (関連事業者が作成したもの)</p> <p>⑧ 移動報告画面の写し (関連事業者の署名・押印があるもの)</p>
請求手続	申請者 (経費負担者) 名義の口座へ振り込みます。 申請書類を市が確認した後, 請求手続きのご案内をします。

補助金の申請手続きフロー

